

## EU規則に規定されているBSEステータスの分類と輸入条件

以下は、TSEに関するEU規則(規則EC/999/2001)第5条において規定されているが、現時点では、BSEステータス分類は行われていない。

### BSEステータスの決定基準

#### 1. 地理的BSEリスク評価(GBR評価)の結果

##### (1) 国外からの侵入リスク

BSEリスク国からの生体牛の輸入

BSEリスク国からの肉骨粉の輸入

##### (2) 安定性

BSE感染が加工処理過程に侵入した場合の循環回避能力に対する全般的評価

(ア) 飼料の給餌状況

(イ) 牛用飼料への肉骨粉の利用

(ウ) 飼料規制の施行状況

(エ) 交差汚染の可能性及び対策措置の実施

(オ) レンダリング状況

(カ) SRMの利用及び死廃牛(fallen stock)の処理

BSE症例の確定能力及び感染リスク牛を排除する能力について

(ア) 牛群の規模・構成

(イ) BSEサーベイランスの状況

#### 2. 神経症状を示す牛の報告を促す教育プログラム

#### 3. BSE様症状牛の検査及び報告義務

#### 4. 継続的サーベイランス・モニタリングシステム(記録保管7年以上)

#### 5. 承認された研究所での検査の実施

### 各カテゴリーの要件

カテゴリー	GBR評価 (上記基準1)	BSE発生状況	サーベイランス及びリスク低減措置	感染牛等の処分
カテゴリー1 BSE清浄国	実施	発生なし	上記基準2、3、4、5が7年以上 又は 上記基準3が7年以上で、かつ、 フィードバン8年以上	
		輸入牛のみで発生	上記基準2、3、4、5が7年以上 又は 上記基準3が7年以上で、かつ、 フィードバン8年以上	感染牛の処分
		最後の報告が7年以上前	上記基準2、3、4、5が7年以上、かつ、 フィードバン8年以上	
カテゴリー2 自国での発生のないBSE暫定清浄国	実施	発生なし	上記基準2、3、4、5が7年未満 又は 上記基準3が7年未満で、かつ、 フィードバン8年以上	
		輸入牛のみで発生	上記基準2、3、4、5が7年未満 又は 上記基準3が7年未満で、かつ、 フィードバン8年以上	感染牛の処分
		最後の報告が7年以上前	上記基準2、3、4、5が7年未満、又は、 フィードバン8年未満	

カテゴリー3 自国で1例以上 発生のあるBSE 暫定清浄国	実施	最後の報告が7年以内 BSE発生率が、直近連続 4回、12ヶ月間で、24ヶ月 以上の牛100万頭当たり1 例未満又は、24ヶ月以上 の牛の集団頭数が100万頭 未満の場合は1例未満	上記基準2、3、4、5が7年以上、か つ、フィードバン8年以上	感染牛、コホート牛 の処分
カテゴリー4 低発生率のBSE 汚染国	実施	BSE発生率が、過去12ヶ月 間で、24ヶ月以上の牛 100万頭当たり1例以上100 例以下 24ヶ月以上の牛100万頭 当たり1例未満のBSE発生 率が、12ヶ月間の連続4回 に満たない	上記基準2、3、4、5が7年未満	感染牛、コホート牛 の処分
	実施	BSE発生率が、過去12ヶ月間で、24ヶ月以上の牛100万頭当たり1例未満である カテゴリー2、3の基準を満たさない		
カテゴリー5 高発生率のBSE 汚染国	実施	BSE発生率が、過去12ヶ月 間で、24ヶ月以上の牛 100万頭当たり100例超	上記基準2、3、4、5を実施	
	上記基準1～ 5の中で1項 目以上を実施 していない	BSE発生率が、過去12ヶ月 間で、24ヶ月以上の牛100 万頭当たり1例以上100例 以下	上記基準1～5の中で1項目以上を 実施していない	

## TSEに関するEU規則( EC/999/2001)における輸入条件

以下は、TSEに関するEU規則(規則EC/999/2001)第5条に規定されているものであるが、現時点では、BSEステータス分類は行われていないため、適用されていない

### 無条件物品

BSEステータスに関わらず「条件を課さずに市販されるべき物品」

生乳<sup>注1</sup>

乳製品を製造するための乳<sup>注1</sup>

加熱処理した飲用乳<sup>注1</sup>

第2リン酸カルシウム(タンパク質及び脂肪を含まないもの)

獣皮及び皮革<sup>注2</sup>

に示された獣皮又は皮革由来のゼラチン

に示された獣皮又は皮革由来のコラーゲン

(注1)生乳、加熱処理乳、乳製品のEU域内を流通する製品の検疫に関する理事会指令(指令92/46/EEC)に規定されているもの

(注2)EU域内を流通する製品で、指令89/662/EECのアネックスA(1)及び指令90/425/EECに示された理事会指令を受けない製品の検疫に関する動物衛生及び公衆衛生について示した理事会指令(指令92/118/EEC)に規定されているもの

### 生体牛及び骨付き牛肉等の各カテゴリー別の輸入条件

	生体牛	生肉及び牛由来製品
カテゴリー1 BSE清浄国	なし	なし
カテゴリー2 症例が報告されていないBSE暫定清浄国	1. ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されている。 2. EU域内へ輸出しようとする牛は、母牛及び由来牛群が恒久識別制度によって識別され、BSE感染が疑われる母牛の子孫でない。	ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されている。
カテゴリー3 1例以上の症例が報告されているBSE暫定清浄国	1. ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されている。 2. EU域内へ輸出しようとする牛は、以下のいずれかに該当するものであること。 母牛及び由来牛群が恒久識別制度によって識別され、BSE感染が疑われる、または、確定している母牛の子孫でない。 BSEの確定例が7年以上生じていない牛群に生まれ、生育し、飼育されてきた。 ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が発効した日以降に出生。	1. ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されている。 2. EU域内に輸出しようとする生肉及び牛由来製品は、アネックスVに定義された特定危険部位を含まず、あるいは特定危険部位に由来するものではなく、頭部の骨及び脊柱骨から得た機械的回収肉でもないこと。

<p>カテゴリー4 低発生率のBSE汚染国</p>	<p>1. ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されている。 2. EU域内への輸出を目的とした牛は(a)に該当し、かつ、(b)または(c)に該当すること。 (a) 母牛及び由来牛群が恒久識別制度によって識別され、BSE感染が疑われる、または、確定している母牛の子孫でない。 (b) BSE確定例が少なくとも7年間生じていない牛群に生まれ、生育、飼育されていた。 (c) ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が発効した日以降に出生。</p>	<p>1. ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止の効果的な実施 2. EU域内に輸出しようとする生肉及び牛由来肉製品は、アネックスVに定義された特定危険部位を含まず、あるいは特定危険部位に由来するものではなく、頭部及び脊柱骨から得た機械的回収肉でもないこと。</p>
<p>カテゴリー5 高発生率のBSE汚染国</p>	<p>以下を示す国際動物衛生証明書を添付。 1. ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されている。 2. 患畜は、殺処分されて完全に廃棄され、以下も同様に処分されている。 (a) それが雌牛の場合には、2年以内、又は最初の症状が生じた後に分娩した最後の子孫； (b) コホート牛 3. EU域内へ輸出しようとする牛は： (a) ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が発効した日以降に出生、 (b) 母牛及び由来牛群が恒久的な識別制度によって識別されており、BSE感染が疑われる、又は、確定している母牛の子孫でなく、かつ (c) BSE症例が一度も確認されることがなく、同じ農場で生まれた牛、又は同様の健康状態の牛群由来の牛だけで構成されている牛群に生まれ、生育し、飼育されていた、又は (d) BSEの確定例が7年以上生じておらず、同じ農場で生まれた牛、又は同様の健康状態の牛群由来の牛だけで構成されている牛群に生まれ、生育し、飼育されていた。</p>	<p>生肉及び牛由来製品の輸入は、生肉、挽肉、肉調製品、肉製品、ペットフードであって、以下を示す国際動物衛生証明書が提出される場合を除いて、禁止する。 1. ピッシング等が行われておらず、飼料規制の実施以降に出生し、公的な記録により母牛及び由来牛群の識別が可能であり6ヶ月齢超30ヶ月齢未満であること等の条件を満たすこと、又は、過去7年間BSEの症例がない等の要件を満たす牛群に由来するものであること。加えて、と畜時の要件及び認定施設の要件を満たしていること； 2. EU域内に輸出しようとする肉製品は、機械的回収肉、第2リン酸カルシウム、獣皮及び皮革以外から製造されたゼラチン、レンジング油脂及びその派生物、アネックスVに定義された特定危険部位を含まず、又、それらに由来するものではないこと； 3. EU域内に輸出しようとする生肉及び牛由来製品の由来する施設が識別されるシステムが稼働していること； 4. EU域内に輸出しようとする生肉および牛由来製品の起源となる牛が、以下のものであること： (a) 母牛及び由来牛群が恒久的な識別制度によって識別されること； (b) BSE感染が疑われる、または、確定している母牛の子孫でなく、かつほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が発効した日以降に出生、又は、BSEの確定例が7年以上生じていない牛群に生まれ、生育し、飼育されていたこと 5. ほ乳動物由来たん白質飼料の家畜への給餌禁止が効果的に実施されている。 6. 患畜は、殺処分されて完全に廃棄され、以下も同様に処分されている。 (a) それが雌牛の場合には、2年以内、又は最初の症状が生じた後に分娩した最後の子孫； (b) コホート牛</p>

アネックスVにおける特定危険部位の定義

カテゴリー1及び2

なし

カテゴリー3及び4

12か月齢以上の牛の脳と眼球を含む頭蓋、扁桃及び脊髄、並びに全ての月齢の牛の十二指腸から直腸までの腸

カテゴリー5

30か月齢以上の背根神経節を含む牛の脊柱、6か月齢以上の牛の頭部全体(舌を除き、脳、眼球、三叉神経核及び扁桃を含む)、胸腺、脾臓及び脊椎、並びに全ての月齢の牛の十二指腸から直腸までの腸